

松戸市建設工事総合評価一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の10の2の規定に基づき、松戸市が発注する建設工事に関して価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額5千万円以上であって、入札価格及び価格以外の要素（入札参加者が提示する施工計画や技術的な提案（以下「施工計画等」という。）、企業の施工能力、及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力等）を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

2 対象工事を決定するときは、松戸市建設工事等入札参加業者資格審査会等に関する規程（昭和51年松戸市訓令甲第15号。）第2条の規定により、松戸市一般競争入札参加業者資格審査会の審査を経て市長が決定するものとする。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第3条 総合評価方式の実施にあたっては、施行令第167条の10の2第4項及び第5項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4により、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(入札の公告)

第4条 総合評価一般競争入札を行うときは、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号。）に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札の方法による旨
- (2) 価格以外の要素として技術力等を評価する項目（以下「評価項目」という。）及び評価項目の内容
- (3) 評価項目ごとの評価基準及び欠格事項
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価の方法
- (6) 入札参加者に提出を求める施工計画等に係る資料、企業の施工能力に係る資料、及び配置予定技術者の能力に係る資料等（以下「技術資料」という。）の内容、提出方法及び提出期間
- (7) 技術資料に記載された施工計画等の内容により契約の履行を求める旨
- (8) 技術資料に記載された施工計画等が履行できなかった場合等の措置
- (9) その他総合評価一般競争入札を行うために市長が必要があると認める事項

(応札)

第5条 入札参加者は、価格及び価格以外の要素をもって入札するものとする。

(落札者決定基準等の審査)

第6条 総合評価一般競争入札を行なおうとする場合には、施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、当該工事の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、各項目ごとに評価基準、配点等を定めるものとする。

3 落札者決定基準及び技術資料に係る技術評価点等については、松戸市総合評価技術審査会の審査を受けるものとする。

(総合評価の方法)

第7条 価格及び価格以外の要素の評価は、原則技術評価点を入札価格で除する方式による落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、総合評価の方法に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(落札者の決定方法)

第8条 市長は、評価値の最も高い者を落札者と決定する。ただし、低入札価格調査を実施する基準となる価格を設定する場合は、松戸市低入札価格調査実施要綱の規定により落札者を決定する。

2 市長は、評価値の最も高い者が2人以上ある場合において、当該者の技術評価点に違いがあるときにあっては当該技術評価点の高い者を落札者として決定し、当該技術評価点に違いがないときにあっては、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第9条 市長は総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、「総合評価方式結果調書」により入札結果を公表するものとする。

(施工計画等が履行できなかった場合等の措置)

第10条 市長は、落札者が提示した施工計画等を履行することができなかったときは工事成績を減ずるものとする。ただし、受注者の責めに帰さないものはこの限りではない。

(技術資料の取扱い)

第11条 市長は、技術資料を技術資料の評価以外の目的に利用してはならない。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 市長は、入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

(技術資料の作成費用)

第 12 条 技術資料の作成に要する費用は入札参加者の負担とする。

(補則)

第 13 条 制限付一般競争入札を総合評価方式で行うときは、この要領に定めるもののほか、制限付一般競争入札の執行に関し必要な事項は、松戸市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱を準用する。

2 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。